

栃木県武道ツーリズム推進に係る海外旅行会社等招請業務委託公募型プロポーザル 質問内容及び回答

資料の名称	ページ	質問	回答
仕様書	P. 1	<p>4 業務内容 (1)-イ 伴走支援 「伴走支援対象者」は何者を想定しているのでしょうか。 A者・B者の2者なののでしょうか。</p>	<p>伴走支援対象者は、「栃木県武道ツーリズム受入態勢整備費補助金」(以下「補助金」という。)を活用して受入態勢整備に取り組んだ(取り組む見込みである)次の2者を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度実績：1事業者(A者：武道団体) ○令和8年度見込：1事業者(B者：旅行業者) <p>なお、B者は、剣道及び弓道の各指導者と連携し、各1コンテンツ(計2コンテンツ)を造成する予定です。B者に対する伴走支援は、これらのコンテンツの造成等に対し、行っていただく想定です。</p> <p>【参考】補助金の詳細は以下のページを参考にしてください。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/sports-commission/budotourism-subsidy.html</p>
仕様書	P. 1	<p>4 業務内容 (1)-イ 伴走支援 貴県が想定している伴走支援対象者の概要を教えてください。(体験概要、体験時間、料金、過去の事業成果、対象者決定の経緯) 事前にコンタクトを取ってよい場合は、連絡先や担当者名なども教えてください。</p>	<p>伴走支援対象者は補助金の対象事業者(見込み含む)であり、現時点では、武道コンテンツの観光商品としての造成・販売に向けて、海外の武道関係者や訪日旅行を取扱う旅行会社等に試行的に体験を提供するなど、取組を進めている段階です(状況は下表のとおり)。</p> <p>本業務における伴走支援の位置付けは、既存商品の高付加価値化を目的とするものではなく、新規コンテンツの試験的造成段階を支援するものです。</p> <p>すなわち、仕様書上の「磨き上げ」とは、県民向けの稽古・体験や、伴走支援事業者の考えるコンテンツ案を、訪日観光市場向けの商品として成立させるための改善を指し、アドバイザーにはその造成・販売に向けた助言を求めるものです。</p> <p>なお、伴走支援対象者は、県が実施する武道ツーリズム推進セミナー及びワークショップへの参加等を通じ、基本的な知識は習得予定(A者は前年度参加</p>

済) です。

また、現時点での提案者による直接のコンタクトは想定していません。

	現状	県の想定
体験概要	未確定	武道の稽古・体験
体験時間	未確定	1コンテンツあたり半日程度 (着替え等含む)
料金	未設定	伴走支援によるタリフ制作により決定 ※受託者からの謝金等の額は当該タリフ設定額相当で協議
過去の事業成果	<ul style="list-style-type: none">・県内生徒・学生等への指導・稽古及び初心者体験の実績(又は実績のある指導者との連携)あり・A者については、海外競技者との県内練習実績あり	—
対象者決定の経緯	<ul style="list-style-type: none">・補助金の補助事業者(予定含む)が2者であることから、本業務においても当該2者を伴走支援対象者とした。	—

※補助金の対象となる事業の詳細は補助金要綱を御確認ください。

【参考】

○令和7年度セミナー

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/sports-commission/2025budotourism->

			seminar.html ○令和7年度ワークショップ https://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/houdou/2025_budows.html ○令和8年度セミナー https://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/kouhou/2025budotourism-seminar.html
仕様書	P.1	4 業務内容 (1)-イ 伴走支援 伴走支援対象者のB者は宇都宮市の弓道・日光市の剣道の記載がありますが、弓道と剣道の両方を想定されていますか。もしくはどちらか一方の想定でしょうか。	弓道と剣道の両方を対象にすることを想定しています。
仕様書	P.2	4 業務内容 (2)-イ 招請コースの企画 既存武道コンテンツ提供者は提案者が決められるのでしょうか。貴県で想定している既存武道コンテンツ提供者がいるのでしょうか。伴走支援対象者と被らないようにするため、詳細の開示をお願いします。	県として想定している既存武道コンテンツ提供者（既存武道コンテンツ）はありますが、最終的にはプロポーザルにおける提案内容を踏まえ、決定する予定です。 なお、 ○既存武道コンテンツ提供者 →既に観光客向けに武道コンテンツを提供・販売している事業者 ○伴走支援対象者 →観光商品化に向けた受入態勢を現在構築中のモデル事業段階の事業者であるため、両者が同一になることは想定していません。 【参考】“武道”の範囲については、補助金要綱及びスポーツ庁の以下のページ等を参考にしてください。 https://sportstourism-japan.com/budoBtoB_about.html